



平成 27 年 3 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 永 谷 園
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 永 谷 泰 次 郎
(コード番号 2899 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 総 務 本 部 長 鈴 木 章 平
(T E L 03-3432-2511)

会社分割による持株会社制への移行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 6 日開催の取締役会において、平成 27 年 10 月 1 日を目処に持株会社制へ移行すべく、その準備を開始することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、持株会社制への移行につきましては、平成 27 年 6 月下旬に開催予定の当社定時株主総会決議において関連議案が承認可決されること、及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件に実施いたします。

記

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、昭和 28 年の設立以来、「味ひとすじ」の企業理念のもと、創意と工夫でお客様においしさを提供することで、企業価値の向上を図ってまいりました。一方、競争環境が激しさを増している加工食品分野を取り巻く環境は、消費税増税後の個人消費の低迷や、急激な円安による物価上昇の懸念もあり、経営環境は予断を許さない状況となっております。

このような環境下において、当社は「企業戦略の充実」と「新価値提案力の更なるアップ」を経営課題として企業活動を行ってまいりましたが、加速する競争環境の変化への対応と、更なる事業体質の強化による収益性、競争力向上を実現するためにはグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

持株会社体制への移行後、グループ各社の経営資源の最適配分を行うことで効率化を図り、また各事業子会社の意思決定の迅速化による戦略的かつ機動的な事業運営を推進していくことにより、グループとしての企業価値の最大化を目指すとともに、より強固なガバナンス体制を構築してまいります。

2. 持株会社制への移行方法

具体的な移行スキーム及び持株会社制後の経営及び事業運営体制につきましては、今後検討を重ね、取締役会での決議次第、適時開示いたします。

3. 今後の予定

平成 27 年 5 月中旬 (予定)	持株会社制への移行に関する取締役会決議
平成 27 年 6 月下旬 (予定)	定時株主総会において持株会社制の移行の承認
平成 27 年 10 月 1 日 (暫定)	持株会社制への移行

以 上